資料No. 1

ごみの減量化とプラスチックごみの資源化について

１　現状と課題

(1) 湯河原町のごみ量

湯河原町の令和５年度のごみ排出量は年間 12,167 トンであり、経年としては若干の減少傾向にありますが、一方で、１日１人当たりのごみ量、資源化率等は、県内自治体で低位であり、ごみ量の多さが、ごみ処理費(収集運搬費、焼却処分費、埋立処分費、リサイクル経費)のひっ迫につながっています。

	湯河原町	県平均	備考
1人1日当たりごみ量(g/人・日)	1,410	769	県平均の1.8倍 32位/33自治体
資源化率(%)	16.0	24.2	32位/33自治体
1t当たりごみ処理費(円/t)	43,528	44,272	県平均とほぼ同 11位/33自治体
1人当たりごみ処理費(円/人)	25,527	11,463	県平均の2.2倍 31位/33自治体

出典：環境省令和５年度一般廃棄物処理実態調査結果
令和５年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

(2) 国等の動向

国では、「容器包装リサイクル法」の制定(平成８年)により、容器包装プラスチックごみ(容プラ)について焼却からリサイクル化をスタートさせました。県内自治体も順次着手しており、県内では、当町と真鶴町以外は、分別リサイクル化を進めています。

また、令和４年には、「プラスチック資源循環促進法」が施行され、いわゆるプラスチック製品(製品プラ)のリサイクル化を努力義務として制定されました。

県内では、横浜市、横須賀市、秦野市、川崎市の一部、藤沢市で従来の容プラとあわせ製品プラの一括回収リサイクルに着手しています。

	分別リサイクルのフロー	県内自治体の動向
パターン① 分別なし	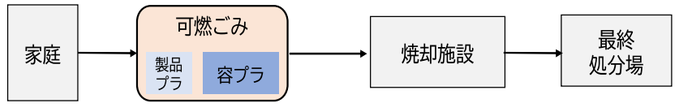	湯河原町、真鶴町
パターン② 容プラ分別	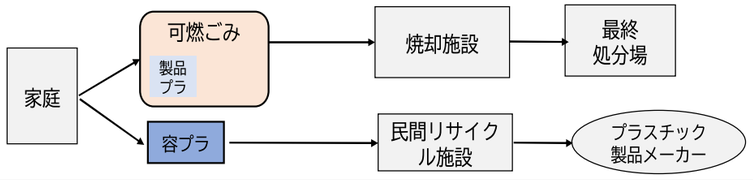	パターン③への移行に向け準備中
パターン③ 容プラ+製品プラ分別	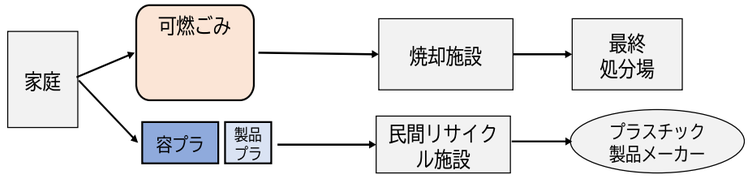	横浜市、川崎市の一部、横須賀市、秦野市、藤沢市

(3) 国の循環型交付金制度の要件

国は、焼却工場の再整備などに伴う循環型交付金は、容プラと製品プラのリサイクル化に取り組んでいることを要件としています。

２　取組方針

(1) ３Ｒ行動の推進

日常生活や事業活動の中でリデュース(削減)、リユース(再利用)、リサイクル(再生利用)の３Ｒの推進により、排出ごみ総量の削減につなげます。

(2) プラスチックごみの分別・リサイクルの推進

家庭ごみについて、容プラと製品プラの一括回収を想定し、分別排出とリサイクル化に取り組みます。

(3) 町民の理解をいただく取り組み

分別は町民一人ひとりの理解と協力が不可欠であるため、検討プロセスにおいて町民参加の検討委員会や説明会を開催し、きめ細かな情報提供など行います。

３　今後の進め方

令和８年度より、町民各種団体や経済界の代表の方、専門家の方の参加による検討委員会にて、ごみの減量化や分別計画などを検討します。

プラスチックごみの分別・リサイクルについて、計画案を取りまとめ、実証試験などを経て、令和 11 年度には本格実施を目指します。

○今後のスケジュール（案）

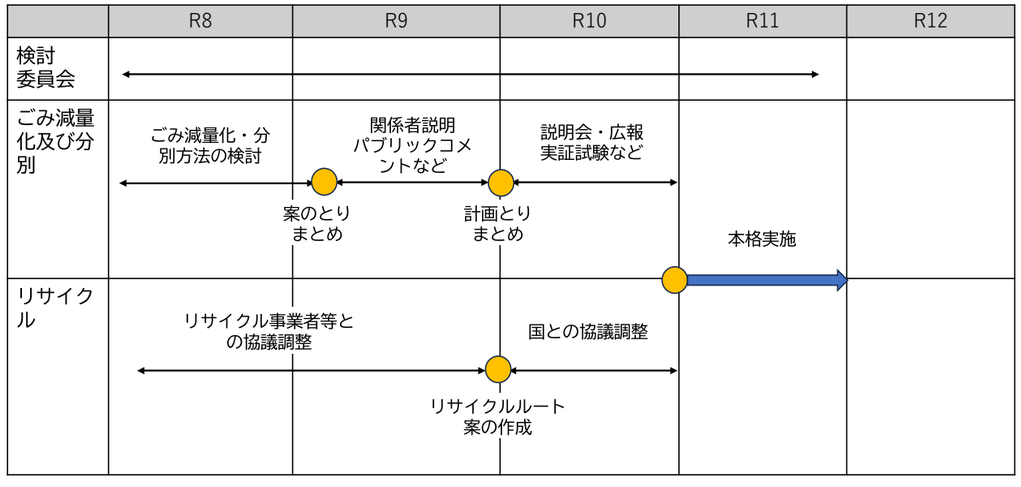

４　連携による取り組み

プラスチックごみの分別・リサイクルは、湯河原町と真鶴町の同一事業として進めることから、今回の検討業務は両町連携して進めてまいります。